

報道機関各社 様

インフルエンザ警報の発令について

札幌市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づき、インフルエンザの発生動向調査を実施しております。

この度、2025/2026シーズン(2025年第36週(9月1日～7日)から開始)における札幌市内の定点医療機関当たりの患者報告数が、**2026年第8週(2月16日～22日)に33.45となり、流行発生警報(以下「警報」という。)**の基準である30を超えました。今シーズンは2025年11月7日に1回目の流行発生警報を発令(2026年1月13日に解除)しており、今回がシーズン2回目の発令となります。

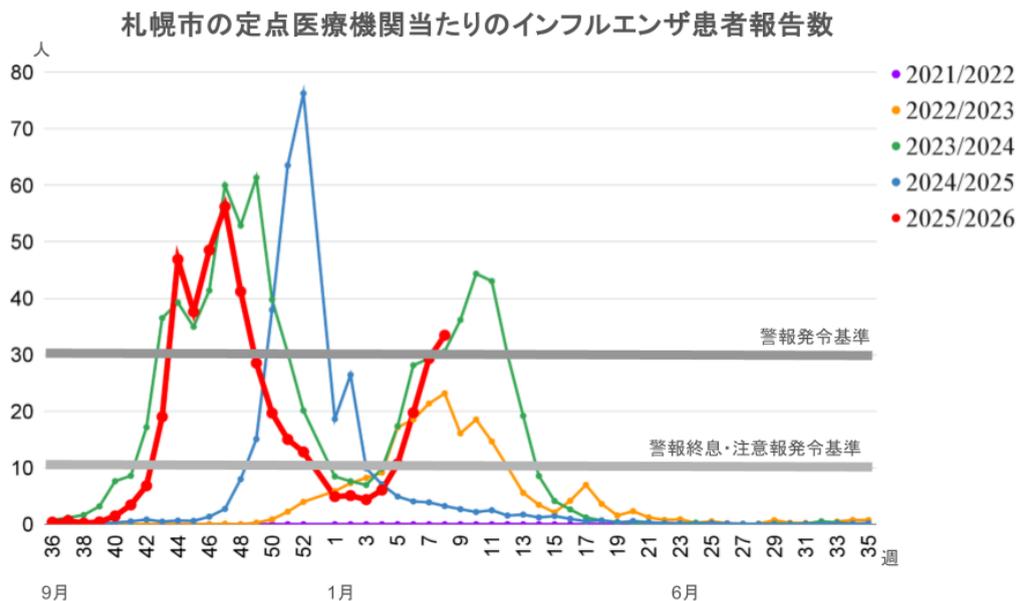
札幌市ではインフルエンザの感染対策の実施と救急医療機関及び救急車の適正利用について、下記のとおり呼びかけを行っておりますので、報道機関の皆様におかれましては、趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

1 直近の定点医療機関当たりの患者報告数の推移

	第5週 (1/26～2/1)	第6週 (2/2～2/8)	第7週 (2/9～2/15)	第8週 (2/16～2/22)
札幌市	10.68	19.75	29.32	33.45
北海道	10.33	16.68	21.81	25.41
全国	30.03	43.34	41.44	34.54

※令和8年2月27日時点の報告数より算出

○ 札幌市におけるインフルエンザの発生状況



2 インフルエンザの感染対策

- (1) できるだけ人ごみは避け、外出から帰ったら手洗い等しましょう。また、十分な栄養と睡眠を心がけましょう。
- (2) 咳やくしゃみ等の症状がある場合は、家族や周りの方につさないように、マスク着用など咳エチケットを徹底しましょう。

3 救急医療機関の適正な利用

救急医療機関は、夜間や土・日・祝日に、突発的な症状(激しい頭痛、腹痛、胸痛または外傷等)で、緊急処置が必要な患者さんに診療を行う医療機関です。

日中から症状のある方や、家庭の応急手当で様子を見られるような、軽い症状の方は、なるべく通常の診療時間帯に、かかりつけ医などの医療機関をご利用ください。

- なるべく医療機関の「通常の診療時間帯」に受診しましょう。
- 身近な診療所の医師である「かかりつけ医」を持ちましょう。
- 受診について迷う時は、「救急安心センターさっぽろ(#7119)」や「小児救急電話相談(#8000)」、「こどもの症状 受診の目安ナビ(WEBツール)」を利用しましょう。



- 救急安心センターさっぽろ(札幌市ホームページ:ウェルネス推進部)

<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/iryou/qq7119.html>

- こどもの症状 受診の目安ナビ(札幌市ホームページ:ウェルネス推進部)

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/iryou/jushin_navi.html

4 救急車の適正な利用

出動できる救急車には限りがあり、タクシー代わりでの要請や、緊急性のない要請は控えるよう、救急車適正利用の呼びかけに御協力をお願いいたします。

- 救急車の適時・適切な利用について(札幌市ホームページ:消防局)

<https://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/tekisei.html>

5 札幌市のインフルエンザの流行状況に関する情報

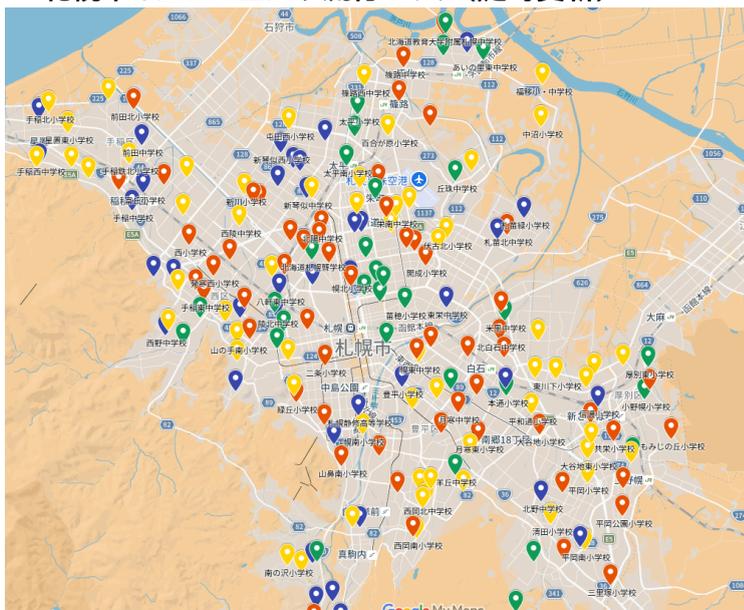
- インフルエンザ(定点あたり報告数、各区別報告数)(札幌市ホームページ:衛生研究所)

<https://www.city.sapporo.jp/eiken/infect/trend/graph/l501.html>

- 札幌市における感染症の発生状況:流行マップ(札幌市ホームページ:保健所)

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/sapporo_kh.html#map

≪ 札幌市インフルエンザ流行マップ(随時更新) ≫



MAPはこちらから



<問い合わせ先>

(上記1、2、5)保健福祉局保健所感染症総合対策課 (Tel 622-5199)

(上記3)保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課 (Tel 211-3517)

(上記4)消防局警防部救急課 (Tel 215-2070)